

平成31年度(令和元年度)版大阪府水防計画 改正の概要

- 大阪府水防本部の水防態勢の変更等を反映 P17
 - 非常配備の基本配備人員を実態に合わせて変更。(第4章第1節) P17
- 大雨警報等を補足する情報の追記 P23-24
 - 大雨警報・洪水警報等を補足する情報について、大阪府が公表している図情報「土砂災害危険度情報」を追記(第5章第1節) P23-24
- 淀川河口域(高潮区間)における水防警報設定を反映P53、55、58
 - 水防警報発表の河川海岸名に「淀川(福島)」を追加(第5章第6節)P53
 - 淀川水防警報及び情報通信連絡系統図(高潮)を追加(第5章第6節)P55
 - 淀川水防警報発表の区域に「福島」を追加(第5章第6節)P58
- 想定最大降雨による洪水浸水想定区域の公表状況を反映P97-100
 - 公表状況の欄を追加(第17章第1節)P97-100

第4章 水防態勢

第1節 大阪府水防本部の水防態勢

1. 配備体制

常時勤務から水防態勢への切換えを確実に、かつ迅速に行うと共に、水防活動の完遂を期するため、次の要領による警戒配備並びに非常配備を行う。

2. 警戒配備

配 備 時 期	配 備 内 容	配備人員
気象情報と水位情報に注意する必要があるが、具体的な水防活動を必要とするに至るまでは時間的余裕があり、主として情報連絡を行うとき。	連絡員を配備し、必要によっては自動車1台以上を待機する。	水防要員の内数名程度

3. 非常配備

配備区分	配 備 時 期	配 備 内 容	基本配備人員
第1非常配備	今後の気象情報と水位情報に十分注意と警戒を要すると共に、水防活動の必要が予想されるとき。	12時間交替として配備、水防業務に当たらせ、自動車1台以上を待機させる。	水防要員の内 1/8~1/4程度
第2非常配備	水防活動の必要が予想されるとき、又は開始し、第1配備では体制不十分と判断されるとき。	12時間交替として配備、水防業務に当たらせ、自動車は緊急車を含め所有数の半数以上を待機させること。	水防要員の内 1/6~1/2程度
第3非常配備	事態が切迫し、大規模な水防活動の必要が予想されるとき、あるいは事態の規模が大きくなつて、第2非常配備では体制不十分と判断されるとき。	水防計画において定めた全員を水防業務に当らせる。	水防要員全員

種類			発表基準
特別警報	一般の利用に適合するもの	大雨特別警報	台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。
		暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合。
		暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。
	高潮特別警報	高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高潮になると予想される場合。

- (注) 1. 基準欄に記載した数値は、過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
 2. 注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除または更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。
 3. 大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。ただし、土砂災害警戒情報の対象になっていない市町村には、大雨警報（土砂災害）は発表されない（詳細は表1の「留意点」・「備考」参照）。
 4. 大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村名」ではなく、「市町村をまとめた地域の名称（表1を参照）」を用いる場合がある。

(参考)

種類			発表基準
水防活動の利用に準ずるもの	注意報	気象注意報	強風注意報 強風によって災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想される場合。※
		風雪注意報	風雪によって災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になり、雪を伴うと予想される場合。※

※泉州（市町村等をまとめた地域）では、関空島（アメダス）の観測値は 15m/s を目安とする。

(大雨警報・洪水警報等を補足する情報)

気象庁は、注意報、警報、特別警報、**土砂災害警戒情報を補足する情報として、土砂災害警戒判定メッシュ情報、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布および流域雨量指標の予測値を発表する。**また、**土砂災害警戒情報を補足する情報として、大阪府においても土砂災害危険度情報を公表している。**これらの概要は次のとおりである。

種類	内容
土砂災害警戒判定メッシュ情報	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 5km 四方の領域ごとに 5段階に色分けして示す情報（常時 10 分毎に更新）。気象庁ホームページ及び防災情報提供システムで確

	<p>認できる。</p> <p>○気象庁ホームページ 土砂災害警戒判定メッシュ情報 https://www.jma.go.jp/doshamesh/</p>
土砂災害危険度情報	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報（常時 10 分毎に更新）。なお、1 km 四方の領域ごとに、危険度や 60 分間雨量の時系列グラフも表示できる。</p> <p>○大阪府 土砂災害危険度情報 http://218.251.72.164/WebSite/</p>
大雨警報（浸水害）の危険度分布	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報（常時 10 分毎に更新）。気象庁ホームページ及び防災情報提供システムで確認できる。</p> <p>○気象庁ホームページ 大雨警報（浸水害の危険度分布） https://www.jma.go.jp/jp/suigainesh/inund.html</p>
洪水警報の危険度分布	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報（常時 10 分毎に更新）。気象庁ホームページ及び防災情報提供システムで確認できる。</p> <p>○気象庁ホームページ 洪水警報の危険度分布 https://www.jma.go.jp/jp/suigainesh/flood.html</p>
流域雨量指數の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指數」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報（常時 10 分毎に更新）。防災情報提供システムで確認できる。</p>

(警報級の可能性)

警報級の現象が 5 日先までに予想されているときには、その可能性を [高]、[中] の 2 段階の確度を付して、今日から明日にかけては時間帯を区切って、明後日から 5 日先にかけては日単位で、大阪府全域に発表する。

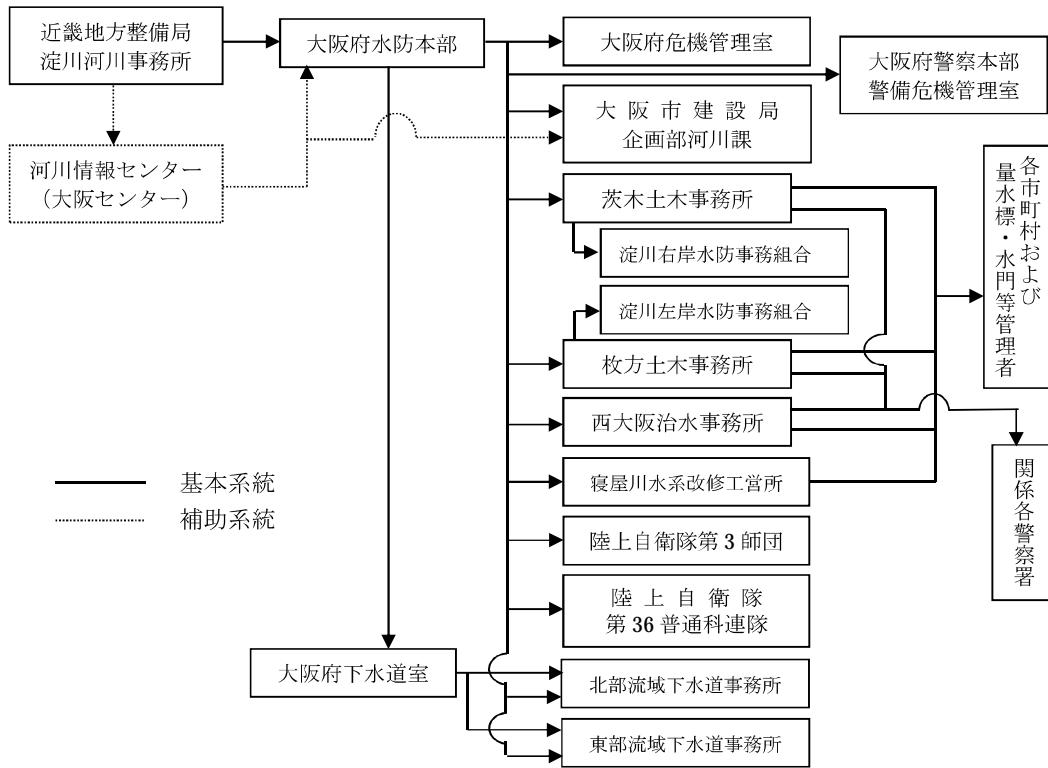
○気象庁ホームページ 警報級の可能性地域選択（大阪府）
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/keika/331.html>

4. 水防警報発表の時期

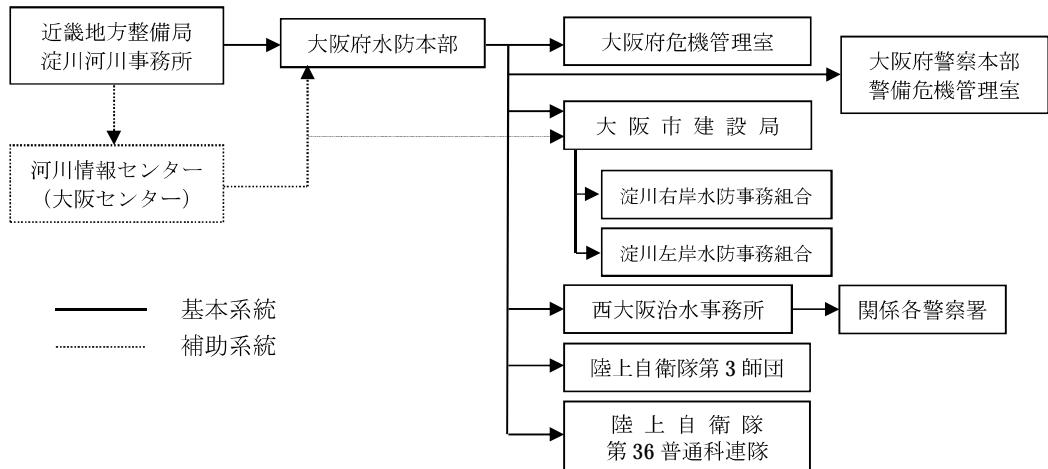
種別	国土交通大臣指定				大阪府知事指定		
河川海岸名	淀川(福島)	淀川(枚方)	大和川 (柏原)	猪名川 (小戸)	洪水区域	高潮区域	津波区域
第1段階待機	高潮注意報が発表されたとき	氾濫注意(警戒)水位を超す10時間前	氾濫注意(警戒)水位に達する約4時間前	水防団待機(指定)水位に達するとき			
第2段階準備	陸閘閉鎖水位を超す5時間前	氾濫注意(警戒)水位を超す7時間前	氾濫注意(警戒)水位に達する約3時間前	氾濫注意(警戒)水位に達する約1時間前	水防団待機水位(通報水位)に達したとき(ただし、降雨が全く無く、感潮による影響のみの場合は別途判断する)	潮位がO.P.+2.00mに達し、なお著しく上昇のおそれがあるとき	
第3段階出動	陸閘閉鎖水位を超す3時間前	氾濫注意(警戒)水位を超す2時間前	氾濫注意(警戒)水位に達する約2時間前	氾濫注意水位(警戒)水位に達する約30分前	①氾濫注意水位(警戒水位)に達したとき ②氾濫注意水位(警戒水位)に近づき、達するおそれがあるとき、あるいは、超えることが予想されるとき	水防計画19頁2-(2)出動の状態になったとき	大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたとき
第4段階解除	水防活動の終わるとき。	水位が氾濫注意水位(警戒水位)以下になり、水防活動を必要としなくなったとき。		同左	同左	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了した時等、水防作業を必要とする状況が解消した認めるとき	
準備解除	—	—	—	水防団待機水位(通報水位)を下回ったとき、または、水防団待機水位(通報水位)を上回っている状況で大雨(洪水)注意報が解除されたとき	—	—	

※O.P. : 大阪湾最低潮位、T.P. : 東京湾平均海面 (T.P. 上±0.0mのとき、O.P. 上+1.3mとなる)

淀川水防警報及び情報通信連絡系統図（洪水）



淀川水防警報及び情報通信連絡系統図（高潮）



7. 国土交通大臣指定河川

河川海岸名	区 域		対象量水標	水 位
淀 川	左岸	京都府界より海まで 〃	枚 方	水防団待機水位 2.70m (指定水位) 氾濫注意水位 4.50m (警戒水位) 計画高水位 6.36m
	右岸	高潮区域上流端より海まで		陸閘閉鎖水位 3.00m (※各陸閘のうち最も低いものを採用)
猪名川	左岸	池田市古江町 69 番地先より神崎川合流点まで	小 戸	水防団待機水位 1.00m (指定水位) 氾濫注意水位 2.50m (警戒水位) 計画高水位 5.15m
	右岸	兵庫県界より神崎川合流点まで		
大和川	左岸	奈良県界より海まで 〃	柏 原	水防団待機水位 1.50m (指定水位) 氾濫注意水位 3.20m (警戒水位) 計画高水位 7.315m
	右岸	藤井寺市国分 2 丁目 92 番の 1 地先の府道石川橋下流端から大和川合流点まで 柏原市石川町 447 番の 1 地先の府道石川橋下流端から大和川合流点まで		水防団待機水位 1.50m (指定水位) 氾濫注意水位 3.20m (警戒水位) 計画高水位 7.315m
石 川	左岸	藤井寺市国分 2 丁目 92 番の 1 地先の府道石川橋下流端から大和川合流点まで	柏 原	水防団待機水位 1.50m (指定水位) 氾濫注意水位 3.20m (警戒水位) 計画高水位 7.315m
	右岸	柏原市石川町 447 番の 1 地先の府道石川橋下流端から大和川合流点まで		

8. 発表者及び通知先

河川名	発 表		受 報		通 知 先
	発表者	発表担当者	受報者	受報担当者	
淀川 (洪水)	淀川河川事務所	調査課長	大阪府水防本部	事業管理室 事業企画課 参事	淀川左岸水防事務組合水防管理者 淀川右岸水防事務組合水防管理者 茨木土木事務所 枚方土木事務所 寝屋川水系改修工営所 西大阪治水事務所 大阪府警察本部 陸上自衛隊第 3 師団 陸上自衛隊第 36 普通科連隊 大阪府下水道室 大阪府危機管理室 北部流域下水道事務所 東部流域下水道事務所 大阪市建設局
淀川 (高潮)	淀川河川事務所	調査課長	大阪府水防本部	事業管理室 事業企画課 参事	淀川左岸水防事務組合水防管理者 淀川右岸水防事務組合水防管理者 西大阪治水事務所 大阪府警察本部 陸上自衛隊第 3 師団 陸上自衛隊第 36 普通科連隊 大阪府危機管理室 大阪市建設局

第17章 浸水想定区域などにおける円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

第1節 洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び府は、洪水予報河川及び水位情報周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

洪水予報河川及び水位情報周知河川の洪水浸水想定区域の指定、公表状況及び関係市町村は、以下のとおりである。

国管理洪水予報河川

水系名	河川名	浸水想定区域 公表時点	想定最大	浸水想定区域 公表HPアドレス	関係市町村
淀川	淀川	H29.6.14	○	http://www.yodogawa.kkr.mlit.go.jp/activity/maintenance/possess/sim/bosai_sonae_01hyo.html	大阪市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、大東市、門真市、摂津市、東大阪市、島本町、豊中市
大和川	大和川	H28.5.31	○	https://www.kkr.mlit.go.jp/yamato/prepare/disaster/disa_03.html	大阪市、堺市、藤井寺市、八尾市、柏原市、羽曳野市、松原市、東大阪市
淀川	猪名川	H28.6.14	○	http://www.kkr.mlit.go.jp/inagawa/safe/prevention/familiarity.html	豊中市、池田市

府管理洪水予報河川

水系名	河川名	浸水想定区域 公表時点	想定最大	浸水想定区域 公表HPアドレス	関係市町村
大和川	石川	H15.4.25		http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/ishi.html	藤井寺市、羽曳野市、富田林市、太子町、河内長野市

水系名	河川名	浸水想定区域 公表時点	想定最大	浸水想定区域 公表HPアドレス	関係市町村
淀川 (寝屋川流域)	寝屋川 第二寝屋川 恩智川 平野川 平野川分水路 古川 楠根川	H31.3.20	○	http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/keikaku/kozuishinso.html	大阪市、守口市、八尾市、寝屋川市、大東市、柏原市、門真市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市
淀川	安威川	H17.4.26		http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/ai.html	茨木市、高槻市、吹田市、摂津市、大阪市
淀川 (神崎川流域)	神崎川	H17.4.26		http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/kanzaki.html	大阪市、吹田市、豊中市
大津川	大津川・槇尾川	H31.3.20	○	http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/keikaku/kozuishinso.html	和泉市、泉大津市、泉北郡忠岡町、高石市
大津川	牛滝川	H31.3.20	○	http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/keikaku/kozuishinso.html	岸和田市、和泉市、泉北郡忠岡町

府管理水位情報周知河川

水系名	河川名	浸水想定区域 公表時点	想定最大	浸水想定区域 公表HPアドレス	関係市町村
淀川	余野川	H17.7.1		http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/yono.html	池田市
淀川	箕面川	H17.7.1		http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/minoo.html	池田市、箕面市、豊中市
淀川	千里川	H17.7.1		http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/senri1.html http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/senrigawa2.html http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/senrigawa3.html http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/senrigawa4.html	豊中市、箕面市
淀川	天竺川 兎川	H17.7.1		http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/tanjikuusagi1.html http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/tanjikuusagi2.html http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/tanjikuusagi3.html	豊中市
淀川	高川	H17.7.1		http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/aka.html	豊中市、吹田市

水系名	河川名	浸水想定区域 公表時点	想定最大	浸水想定区域 公表HPアドレス	関係市町村
淀川	山田川	H17.7.1		http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/amada.html	吹田市、 摂津市
淀川	芥川	H17.7.1		http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/akuta1.html http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/akuta2.html http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/akuta3.html	高槻市
淀川	女瀬川	H20.3.31		http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/nyoze1.html http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/nyoze2.html http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/nyoze3.html	高槻市
淀川	水無瀬川	H17.7.1		http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/mizunase1.html http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/mizunase2.html	高槻市、 三島郡島本町
淀川	天野川	H17.7.1		http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/amanoh.html	枚方市
淀川	穂谷川	H17.7.1		http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/hotani.html	枚方市
淀川	船橋川	H17.7.1		http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/hunahashi.html	枚方市
大和川	東除川	H17.7.1		http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/higashi1.html http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/higashi2.html http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/higashi3.html http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/higashi4.html	大阪市、八尾市、 松原市、藤井寺市、羽曳野市
大和川	西除川	H17.7.1		http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/ishiyoke.html	堺市
石津川	石津川	H17.7.1		http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/ishizu.html http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/ishizu1.html http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/ishizu2.html http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/ishizu3.html http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/ishizu4.html	堺市
芦田川	芦田川	H19.4.26		http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/ashidagawa.html	高石市

水系名	河川名	浸水想定区域 公表時点	想定最大	浸水想定区域 公表HPアドレス	関係市町村
春木川	春木川	H20.3.31		http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/haruki.html	岸和田市
津田川	津田川	H17.7.1		http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/uda.html	貝塚市
見出川	見出川	H17.7.1		http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/mide.html	貝塚市、泉佐野市
佐野川	佐野川	H31.3.20	○	http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/keikaku/kozushinso.html	泉佐野市
男里川	男里川	H17.7.1		http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/onosato.html	泉南市、阪南市

第2節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市町村防災会議は、洪水予報河川、水位情報周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ①洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- ②避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- ③災害対策基本法第**48**条第**1**項の防災訓練として市町村長が行う洪水、内水または高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地上に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数のものが利用すると見込まれるもの含む。）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
 - ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参考して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）
- ⑤その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な事項